

## 新型コロナウイルスに関連する固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業用家屋及び償却資産について特例措置が講じられておりますので、ご案内いたします。

この特例措置は、2021年度（令和3年度）分の固定資産税又は都市計画税を、事業収入の減少割合に応じて軽減するというものです。

### 【対象者】

中小企業者等で、令和2年2月から10月までの、任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて70%以下（30%以上減少）となっている者。

「中小企業者等」とは、下記要件に合致する法人又は個人事業主です。

- ・2021年1月1日現在において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。
- ・資本又は出資を有しない法人又は個人事業主で、2021年1月1日現在において、従業員1000人以下の者。

ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人。（大規模法人とは、「資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人」、「資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の、法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等」をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人。

また、性風俗関連特殊営業を営む者は今回の特例措置の対象外となります。

### 【特例の対象となる資産】

#### <事業用家屋>

中小事業者が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋。（個人の方が自己の居住の用に供している部分は適用対象になりません。）

なお、土地は特例の対象となりません。

#### <償却資産>

中小事業者が所有し、かつ、その事業の用に供する償却資産。

### 【事業収入の減少割合及び軽減率】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入を前年の同期間における事業収入（売上高などを指し、給付金や補助金収入といった事業外収益は含みません。）と比較した際の割合により、軽減率は異なります。

- ・50%以下の場合（前年度比で50%以上の減少）  
⇒全額減免
- ・50%超70%以下の場合（前年度比で30%以上50%未満の減少）  
⇒2分の1減免

### 【申告方法】

・税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に、下記3点について確認を受けます。

- ① 中小企業者等であること
- ② 事業収入の減少
- ③ 特例対象家屋の居住用・事業用割合

・対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降、申告期限（2021年2月1日）までに固定資産税を納付する各地方自治体に必要書類と共に軽減を申告します。

軽減を申告する資産は2021年1月1日時点の資産と一致している必要があります。認定経営革新等支援機関等の確認後、対象資産に変更があった場合は再度確認を受ける必要がありますので、2020年中に新たに資産を取得する予定がある場合は、取得後に申請をするようにしてください。なお、申告期限（2021年2月1日）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることが出来なくなりますので、お早目のご検討をお勧めします。

弊社は認定経営革新等支援機関等となっております。ご不明な点等がありましたら、朝日税理士法人担当者までお問い合わせください。

（文責：関内本店 石橋佑介）

